[問] 「歴史資料は、歴史研究に用いられて、 そうなる」とあったが、一般的にはそう理解 されがちであるが、それでは不十分であると いう趣旨なのか。

[講師] 「歴史研究に用いられて、そうなる」という部分は、一般的にというよりも個人的に考えた部分である。市町村の方に説明するときに「何が歴史資料になるのか?」という意見も出るため、「歴史資料」という言葉でいうよりも「住民にとって大切だから残す」という説明を行った。歴史資料と言えば文化財などに話が回ってしまうところもあるので、その様な表現を行った。

[問] 県内市町村で公文書館に相当する施設は無いとの事であるが、文書管理規程上で歴史的な資料については図書館や文化財担当等に移管するという規定がある市町村はどのくらいの割合あるのか。

[講師] 規定上、38市町村のうち具体的にどこへ移管するのか決まっていたのが3市町村あった。ただ、それは市史編纂の部署に移管できるという内容であり、その市史編纂事業が終わってしまったので、事実上形骸化している部分が多いという事であった。また、文化財担当の方へ引き継ぐ事ができるというのも2市町村あったが、それが制度として十分出来てはいないという状況であった。

[問] 現在、あるいは旧市町村で電子文書管理システムを導入している市町村はあるのか。

[講師]数的には把握していないが、管理システムを導入しているところはある。なかなか職員がシステムに対応しきれていないという意見を聞く事が多い。今後調査してみたい。 [問]住民にとって大切なものは何か、それをどう残すかということで、まず各市町村の文書管理担当職員を中心にガイドラインを作ったという事であるが、「住民のため」という事を掲げるならば、何らかの形で今後は職員以外の意見を聞く仕掛けを作っていくのか。

[講師] 今回、文書担当課の職員を主に入れ

【質疑応答】

[問] 群文協会員の中で、県以外に市町村で独自に公文書館的な施設を持っているのはどれくらいあるのか。

[講師] 群文協の会員38市町村のうち、公文 書館的な施設を持つ自治体は県以外には無い。図書館・資料館等で若干取り組みを始め ている所はあるが、まだシステマティックに 出来上がっている訳ではない。 たが、今の体制ではとにかくまず何かしなければならないという事で、最初に実際に文書を担当している職員という事となった。ガイドラインを作ってもらうという事だけではなく、意識を高めてもらうという理由もある。今後は当然一般の方々や学識のある方々の意見も入れながら取り組んでいく必要がある。 [問] 保存するだけではどうしても理解が得られず、活用の仕掛けを同時に考える必要があると思うが、その点で今後どのような展開があるのか。

[講師] 活用が大事だという事は重々承知している部分である。やはりどう使えるかという事を示さないと、保存に対しての理解は得られない。活用を図る事も想定には入れているが、具体的にまだどのような形で活用を図るかというところまでには検討が至っていない。

[問]情報公開法では文書目録を作るという事が義務付けられているが、実際に市町村では未整備のところも多い。ガイドラインのチャートに引継文書目録を作成するとあるが、その引継文書目録を利用できないか。また、廃棄ありきではいけないとあったが、「廃棄予定文書目録の作成」という部分で、廃棄ありきに感じてしまう。チャート上「文書主管課による一元的な管理」とあるので、ここから「選別収集基準により選別」へダイレクトに移れないか。

[講師] 廃棄予定文書目録の作成というところで、確かに廃棄予定目録という言葉を用いた事では、廃棄ありきとなってしまう。ただ、現状では目録自体が無いといった件もあり、意識を高めてもらいたいという事が想定としてあった。そのまま引継文書目録を使うといった事も1つであり、「保存期限満了文書目録」とするなど訂正を加えて対応できると思う。この文言については訂正を図っていきたい。

[問] 「確実に捨てられるもの」というのを ガイドラインの中に入れる可能性はあるか。 [講師] 捨てるものの明記という事であるが、 ガイドラインを作成していく中で、廃棄できる文書をより具体的に挙げようかという話があった。しかし、委員の中から「これは選別収集をするための基準だから、まずは廃棄という言葉を避けた方がいいだろう」という意見が出た。そういった理由から、具体例は全て集める内容になっており、廃棄文書の具体例を挙げる事は今回差し控えた訳であるが、やはり実際に作業する中では、「確実に大丈夫だろう、収集しなくてもいいだろう」というものを明記するという事は必要な事ではないかと思う。

[問] 将来的な目標として文書管理規程の改正とあったが、ガイドラインと同じような形で文書管理規程の改正の雛形ができないか。 [講師] まさにその通りで、そういうものも示せるのではないかと思った事もある。各市町村の文書管理規程を並べてみたことがあるが、同じものをそのまま使ったと思われるようなケースもあり、それであれば全体のモデルケースとなるものを示す事で改善していけるのではないかと思った。今後、状況を見ながら進めていければと思うが、どこまで踏み込めないかということが1つにはあり、どの部分までは大丈夫でどこから踏み込めないという事も視野に入れながら活動していきたいと考えている。